

又憲及下認ムヘキ事項ヲ敢行スル者アルト
キハ其ノ行爲人相物等ヲ注意シ指揮
其他後日ノ参考ニ供スルコトニ留意スヘシ
氏名ヲ知ルノ機會アレハ成ルヘク探知ノ方
法ヲ構スルコト

六、警戒員ハ監督者及前後勤務者ト

以辭統ヲ密ニシ監督者ハ指揮者トノ
連続ニ留意スヘシ

七、取締担当団体以外ニ於テ事故ヲ生シ

タルトキハ急ニ要スル場合ノ外監督者
ノ指揮ニ従フコト

八、行列中ニ参加ヲ不適者ト認ムルモノヲ